

公募への参加停止措置について

2025年9月11日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

公募への参加停止措置について

- 第1ラウンドの公募占用指針においては、事業の実施に当たって遵守事項に違反した場合、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあると規定している一方、参加資格停止の期間や対象の範囲（親会社等を含むか）は明確に規定されていないところ（p2:上段 第5章）。
- また、第1ラウンドの公募占用指針において特定目的会社（SPC）の構成員も含めて一定の期間公募への参加を認めないこととなっている（p2:上段 第10章）。
- なお、第2ラウンド以降の公募占用指針においては、当該ラウンドの公募参加資格について、公募占用計画の認定の取消しを受け、現に参加資格を認めないこととされている者の参加を認めないこととしている。その上で、公募参加停止期間を、公共工事における指名停止期間（中央公契連モデル※p3）を準用し、不正行為等の内容や関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとなっている。ただし、公募参加資格停止期間中に公募が行われなかった場合、当該期間終了後の最初の公募は参加できないこととしている（p2:下段 別添4）。
- 今回、第2ラウンド以降の公募占用指針の規定を参考に公共工事の例に倣い、中央公契連モデルに照らし合わせると、契約履行中の業務を中止した場合は、「不正又は不誠実な行為」に該当し、参加停止期間に相当する指名停止期間は1～9ヶ月間となる。
- これらを踏まえ、第1ラウンド事業者が事業の中止を表明したことを受け、当該措置の運用を以下のように整理する。
- まず、遵守事項に違反した場合の公募への参加資格停止の期間については、次回の公募のスケジュールが明確でない状況のところ、参加資格停止の期間を明示せず、次回の公募に参加できないこととする。
- その際、対象となる事業者は、SPCの構成員に限ることとし、SPCの構成員に該当しない（構成員の）親会社や子会社等の関連会社については、この措置の対象としないこととする。
- ただし、次回の公募の参加資格については、最終的には公募占用指針の策定をもって規定される。当該公募占用指針は、本日整理された内容も踏まえ、別途、議論することとする。

(参考) 公募への参加停止措置に係る参照規定

第1ラウンド(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖) 公募占用指針(抄)

第5章 公募参加のための手続

(1) 公募の参加者の資格に関する基準(法第13条第2項第5号)

2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

なお、下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがある。また、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある。

iv) 関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。また、本公募占用指針(別添4)公募参加資格3(3)イ、ウ、オを除く。)に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること

第10章 (3) その他の留意事項

10) 次のいずれかに該当する場合には、今後、一定の期間、法に基づく公募(本促進区域以外の海域に係る公募も含む。以下同じ。)への参加を認めないこととする(選定事業者がコンソーシアム又はSPCの場合、コンソーシアム又はSPCの構成員も含めて、一定の期間公募への参加を認めないこととする。)。

i) 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者

第2、3ラウンド 公募占用指針(抄)

第5章 (1) 2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

なお、下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがある。また、(別添4)で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある。

(別添4) 公募参加資格

本公募の参加資格は、以下1から3の要件を全て満たすこととする。

3 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)

(3) 次のいずれかに該当する者

キ 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者

(ア) 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者

(公募への参加を認めない期間について)

・上記(3)キ(ア)～(カ)に該当する者に対して適用される法に基づく公募への参加を認めない期間(以下「公募参加停止期間」という。)については、公共工事における指名停止期間(工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル)を準用し、不正行為等の内容、関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとする。公募参加停止期間については、コンソーシアム・SPCの各構成員に対して適用することを原則とするが、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合には、責任が無いとされた構成員は措置の対象としない。また、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できないこととする。

(参考) 中央公契連モデルについて

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル（最終改正令和2年12月25日）

（指名停止）

第1 部局長（注1）は、有資格業者（注2）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止（注3）を行うものとする。

2 部局長が指名停止を行ったときは、所属担当者（注4）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
（略）

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2（略）

2 部局長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 部局長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準別表第2

措置概要	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヶ月以上9ヵ月以内</u>